

各相談支援事業者等 代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
佐藤 淳哉
(公印省略)
東京都心身障害者福祉センター地域支援課長
森下 英志
(公印省略)

令和2年度東京都相談支援従事者現任研修の中止及び 東京都における相談支援専門員の臨時的な取扱いについて

日頃から、東京都の障害者施策及び東京都心身障害者福祉センターの事業の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度に開催を予定しておりました東京都相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、開催を中止することといたしました。

なお、相談支援専門員については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第227号)、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第225号)又は指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第226号)に定める内容以上の現任研修を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けていること等が要件とされていますが、東京都では、臨時的に以下のとおり取り扱うことといたしました。

貴事業所におかれましても、所属する相談支援専門員について研修受講状況を把握する際には、御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象者

東京都内に所在する事業所に所属する者(予定を含む。)のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (1)平成22年度に実施された相談支援従事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)を修了し、平成23年度から平成27年度末までに実施された現任研修を修了した者のうち、平成28年度から令和元年度に実施された現任研修を修了していないもの
- (2)平成27年度に実施された初任者研修を修了した者のうち、平成28年度から令和元年度に実施された現任研修を修了していないもの

2 期間

令和3年度末(令和4年3月31日)まで

3 内容

上記期間内は、現任研修を修了したものとみなします。

上記期間以降も引き続き相談支援専門員として従事するためには、令和3年度末までに現任研修を修了する必要があります。

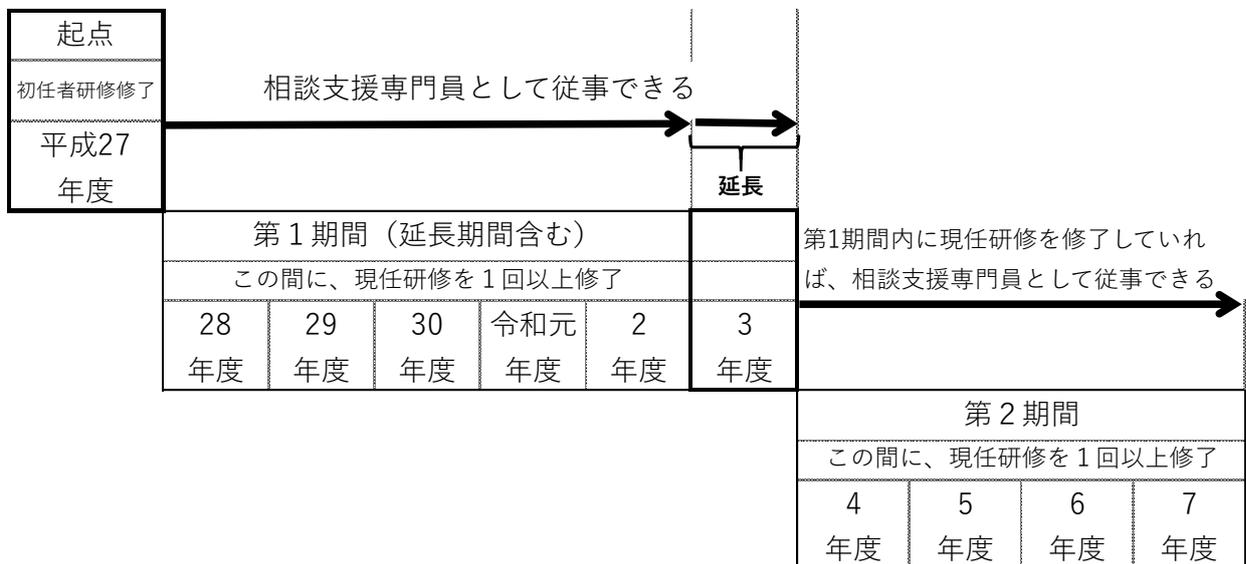
4 その他

(1) 相談支援専門員を続けるためには、初任者研修修了年度を起点とし、翌年度から数えて5年度間に1回以上、現任研修を修了する必要があります。

本通知で示した取扱いは、臨時的な取扱いであり、初任者研修修了年度の起点が変更になるものではありません。

例 平成27年度に初任者研修を修了した方の場合

第1期間として令和3年度までに現任研修を修了することで、第2期間も相談支援専門員として従事できます。令和8年度以降も相談支援専門員を続けるためには、第2期間の令和4年度から7年度の4年度間に1回以上、現任研修を修了する必要があります。



(2) 本通知の取扱いにより、令和3年度東京都相談支援従事者現任研修を修了するまでの間、区市町村等から相談支援従事者等研修の修了状況を確認される場合は、これまでに受講した相談支援従事者研修の修了証書及び本通知を提示してください。

(3) 令和3年度の現任研修についての詳細は、令和3年4月以降、当センターのホームページで御案内いたします。（今年度の臨時的な取扱いも考慮して実施する予定です。）

参考

- 令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて)
- 令和2年5月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について)

問合せ先

東京都心身障害者福祉センター地域支援課

地域支援担当 益子・高橋・棚本

電話:03-3235-2954